



平成 20 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社サガミチェーン
(コード番号 9900)
代表者氏名 代表取締役社長 眞鍋 洋治
連 絡 者 常務取締役
管理統括担当 畑 和夫
電 話 番 号 (052)771-2126

内部統制システム構築の基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成20年4月17日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制の構築、及び反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を目的として、下記のとおり一部改定を決議しましたのでお知らせいたします。(改訂箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役・使用人一丸となって法令遵守を徹底すると共に企業倫理の確立に努めるため、サガミチェーン倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めている。また、その徹底を図るため、内部統制室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同室を中心に役職員教育等を行う。社内におけるコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室並びにコンプライアンス委員会が実施する。これらの活動は、取締役会及び監査役会に報告されるものとする。また公益通報者保護法の施行を受け、情報提供の窓口を内部監査室として、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行うことについての手続き及び情報提供者の身分保障を社内規程に定め運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役会議事録・稟議書等取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、内部統制室がガイドラインを制定し周知徹底させると共に、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程により、取締役・使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

サガミチェーン倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを、各グループ会社にも同様に適用する。原則、毎月1回グループ会社代表者会議を開催し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議を進めると共に、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。

監査役は連結対象子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報交換を行うと共に、子会社の会計に関する監査及び業務監査を行い、その業務の適正さを確保する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では既に監査役の要請により使用人を配置しているが、監査役から監査業務を補助するためにさらなる使用人の配置要請があれば応えるものとする。監査役から補助を任命された者はこれまでと同様に任命を解除されるまで、取締役からの指揮命令を受けない。また、その間の当該使用人に対する人事異動・懲罰については、あらかじめ監査役の承認を必要とするものとし、監査役はその人事評価について意見をのべることができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、従前より必要に応じて随時代表取締役と会合を持ち意見を交換していたが、これを定期的会合とし、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見を交換することとする。

また監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に必要に応じて会計監査人に報告を求める。加えて内部監査室とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができるものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制室を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに同実施基準」に準じ、当社及び当グループ会社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。

また、継続的な評価を実施し不備が発見された場合には必要な是正を行い、内部統制が有効であるという体制を確保する。

10.反社会的勢力を排除するための体制

当社及び当グループ会社は、倫理・行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。」と定めており、不当請求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に取り組む。

当社は平素より、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課、暴力追放愛知県民会議、外食産業暴力対策協議会、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

以上